

## 東京都板橋区乳幼児健康診査実施要綱

平成16年3月19日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)及び東京都板橋区立健康福祉センター条例(平成8年板橋区条例第38号。以下「条例」という。)に基づき、板橋区(以下「区」という。)が実施する乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の健康診査(以下「健診」という。)に関し必要な事項を定め、乳幼児の健康保持増進を図ることを目的とする。

(健診の種類)

第2条 健診の種類は、別表に定めるところによる。

(対象者)

第3条 健診の対象者は、区に住所を有し、該当年齢若しくは月齢(以下「該当年齢」という。)の乳幼児とする。ただし、特に区長が認める場合は、この限りではない。

(実施機関)

第4条 健診の実施機関は、次に掲げるところによる。

- (1) 区の条例に基づき設置された健康福祉センター(以下「センター」という。)
- (2) 公益社団法人東京都医師会(以下「東京都医師会」という。)又は公益社団法人板橋区医師会(以下「板橋区医師会」という。)に加入し、健診に協力する医療機関
- (3) 東京都医師会又は板橋区医師会に非加入で、個別に契約している医療機関及び都立病院(公益財団法人東京都保健医療公社が設置する病院を含む。)
- (4) 東京都立児童相談所

(健診回数)

第5条 健診は、該当年齢毎に1回受診できるものとする。

(健診の内容)

第6条 健診の内容は、次に掲げるところによる。

- (1) 法に定められた項目及びこれに準ずる項目
- (2) 乳幼児に必要な検査及び指導
- (3) 前号の検査結果により、必要とされた項目に係る精密検査
- (4) 産婦など乳幼児の保護者に必要な指導

(委託契約)

第7条 別表に定める健診の一部は、第4条第2号及び第3号に掲げる実施機関(以下「受託機関」という。)に委託し実施するものとし、受託機関の代表者とそれぞれ委託契約を締結する。

(費用負担)

第8条 健診に係る当該乳幼児の保護者の費用負担額は、無料とする。

(記録の保管)

第9条 センターの所長は、健診結果などを記録した関係書類を板橋区文書管理規程第30条に基づき保管する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、健診に関し必要な事項については、板橋区保健所長が別に定める。

付則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 板橋区乳児健康診査(医療機関委託)実施要綱
- (2) 板橋区1歳6か月児健康診査実施要綱

- (3) 板橋区1歳6か月児歯科健康診査実施要綱
- (4) 板橋区精密健康診査実施要綱
- (5) 板橋区4歳・5歳児精密健康診査実施要綱

付則

この要綱の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

No.	健診の種類		実施機関
1	4か月児健康診査		健康福祉センター
2	6か月・9か月児健康診査		実施医療機関(東京都内)
3	1歳6か月児健康診査	一般健診	実施医療機関(板橋区内)
		歯科健診	健康福祉センター
4	3歳児健康診査		健康福祉センター
5	4歳・5歳児健康診査		健康福祉センター
6	精密健康診査		実施医療機関(東京都内) 東京都立児童相談所
7	4歳・5歳児精密健康診査		地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立豊島病院 東京都立北療育医療センター 日本大学医学部附属板橋病院 心身障害児総合医療療育センター